

京丹後市空家等対策協議会 会議録

1. 会議名 令和2年度第3回京丹後市空家等対策協議会
2. 開催日時 令和3年2月18日 午後1時30分～午後2時30分
3. 開催場所 京丹後市役所 3階 301会議室

4. 出席した者の氏名

会長・委員 9人

会長

京丹後市長 中山泰

第1号委員

井本勝己、下岡啓二郎

第2号委員

伏見康司、中村勝也、松浦寛、嶋田健一郎、石原一彦

第3号委員

細木憲

事務局 京丹後市職員 7人

建設部長 吉岡浩司

都市計画・建築住宅課長 山本亮介

同課 係長 井上浩一 同課 主任 田中裕明、同課 主事 増馬武彦

政策企画課長 松本晃治、同課 主任 蛭子ひとみ

5. 議題及び会議の公開又は非公開の別

○協議事項

- ・空家等対策計画見直しについて

○報告事項

- ・略式代執行の実施状況について

公開又は非公開 公開

6. 傍聴人の数 0人

7. 発言の内容（要旨）

協議事項 空家等対策計画見直しについて

（事務局から資料に基づき説明）

（質疑応答及び意見）

委員 パブリックコメントはどのような方法で実施されたのか。関心が薄いと意見が集まりづらいのではいか。何か工夫はされたのか。

事務局 市の基本的な方法であるホームページ、報道機関への情報提供、防災行政無線での放送やケーブルテレビによりお知らせしました。なお、防災行政無線については、各戸に設置されています。

委員 計画案については非常に良いものであると考えられる。空家等が増加する中で、計画に基づいた対策の実施を進めることが非常に重要となる。

これから空家等は増加する事が考えられる。私の住む地域では、雪や風で倒壊して通行止めの措置となった事例、ブロック塀が倒れて歩道を塞いだ事例、幾度となく倒壊してその度道路に散乱したものを近隣住民等で処理した事例があった。

現在も市では直ぐに現場対応されており助かっているが、今後も一層取組が進むよう注力されたい。

委員 賛成の立場で意見する。

空家基礎調査で、地区で状態が悪い空家等として把握したもので、所有者が掴めないものがあった。

市から所有者に連絡を取られ、所有者から地区に連絡された事例がある。

所有者から、状態について不安や対処の方法が分からないといった相談で、最終的に会って話をするきっかけが得られたもの。

計画のとおり、市がしっかりと調査し、所有者へ対応することにより、このような所有者のアクションに繋がる。

この事例からは、市が取組に力を入れている事がよく分かる。

一番困っているのは所有者本人であり、残してきた家を気にされている。所有者と連絡等で繋がりを持ちながら、地域を守るという視点があり、実際に市が取り組まれていることから、計画の見直し案に賛成である。

委員 間もなく国会で相続登記の義務化ということで、相続登記を放置しておくとも10万円以下の過料といった罰則のある相続登記義務化の法制化が進められるとの情報や、相続放棄した遊休地については建物が建っていないなど条件によっては国有化されるという方針も示されてきている状況もある。また、不動産登記法では、1か月以内に行わない者への罰則規定が設けられている。計画案の相続登記の促進の部分に何らかの形で表現しては如何か。

委員 相続登記の義務化については、現段階で国からの方針が示されていない。国の方針が出てから見直すのではなく、見直しが先となると、後から示される国の方針と齟齬が出た場合に、政策として難しいものになると考える。

委員 建物表題登記の件など既に存る法律の内容を記載することは問題無いのではないか。

【協議結果】以上の意見を踏まえ事務局で必要な修正を行い、各委員の確認を経て最終の案とする。微修正であるため、修正を前提に本協議会で計画見直し案を承認する。

報告事項 略式代執行の実施状況について

(事務局から資料に基づき説明)

(質疑応答及び意見)

委員 今後何か予定される作業や手続き等はあるか。

事務局 ありません。

委員 所有者が存在する物件なのか。

事務局 相続放棄により、所有者不存在です。

委員 他市の事例では、解体設計後の翌年度に解体工事の予算化する2ヵ年程度のプロセスを経ないと実施できないケースがあり、空家法は急を要する案件に対して非常に弱い部分があると考えている。

今回の略式代執行は、非常に迅速に実施されたと感じる。なぜこのように早い対応ができたのか。

事務局 8月に協議会で特定空家と判断し、9月議会で補正予算化をしました。設計を市直営で行ったことから、報告したとおりの期間で実施することができたものです。

委員 補正予算のタイミングに合ったということか。

事務局 補正予算は、3か月に1回ある議会のタイミングで行うこととなります。特定空家と判断して、略式代執行の必要性が生じた際には、速やかに補正予算化して対応する方針です。

1年、2年といった期間放置する考えはありません。

委員 特定空家をどの程度把握しているのか。

事務局 現在、道路側に倒壊する可能性のあるものは、把握しておりません。

状態が悪いものについて緊急対策として注意喚起の処置をしたものが数件あります。